

白井市障害者計画 2016-2025 中間見直し素案 新旧対照表【第 4 回会議用】

第 3 回（令和 2 年度第 2 回）白井市障害者計画等策定委員会で頂いたご意見等に基づき下表のとおり素案を修正しましたので改めて提案いたします。

意見要旨 1 緊急時の支援体制について①

第 2 回会議で提案した DWAT（緊急福祉支援チーム）について、福祉施設の相互援助組織のような形態で実施することになり、県から人材募集の通知が発出されている。本計画に入れるかどうかは別として、既にそういう動きは出てきている。

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第 4 章 具体的な取り組みの内容（基本計画）	3 快適で人にやさしいまちづくりの推進 (3) 防災・防犯等対策の推進	(記載なし)	(記載なし)	<p>前回会議当日(9月14日)に県から「千葉県災害福祉支援チーム設置運営要領案」が市にも届き、千葉県 DWAT の具体的な形態が把握できたところです。</p> <p>今後千葉県 DWAT の受入れを行うことについては、まずは災害時における避難収容等の体制の中での位置付けを検討する必要があるため、市が今年度進めている「白井市地域防災計画」(市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画であって、災害予防、災害応急、災害復旧対策等の一連の防災活動について定める計画)の改訂作業の中で検討していきます。</p>

意見要旨 2 緊急時の支援体制について②

感染症が流行している中で災害が起きた場合を想定しているか。また、最近アレルギーのある人が増えているので、災害時の備蓄・配給品についても、アレルギー情報を点字化するなどして表記できたらよいのではないか。

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方	
第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）	3 快適で人にやさしいまちづくりの推進	(3) 防災・防犯等対策の推進 素案 p. 64	≪主な取り組み≫ ③防災・防犯等対策の推進 (通番84) ●施策・事業 避難所における配慮の充実等 [重点取組非該当] ●内容 障がいのある人が、避難所において、必要な介護やプライバシーの保護を確保できるよう配慮するとともに、仮設住宅への優先的な入居に努めます。 また、災害発生時の、障がいによる要支援者を対象とした福祉避難所の開設を検討し、市内・近隣の障害者支援施設等と協定を締結していきます。	(通番84) ●施策・事業 避難所における配慮の充実等 [重点取組非該当] ●内容 障がいのある人が、避難所において、必要な介護や <u>障がい特性に応じた支援を受け</u> 、プライバシーの保護を確保できるよう配慮するとともに、仮設住宅への優先的な入居に努めます。 また、災害発生時の、障がいによる要支援者を対象とした福祉避難所の開設を検討し、市内・近隣の障害者支援施設等と協定を締結していきます。	感染症流行時における災害発生や、避難所等における食物アレルギーへの対応については、いずれも障がいのない人にも関わりが深い課題であるため、これらも地域防災計画の改訂作業の中で位置付けを検討します。 まず、感染症については、現行の地域防災計画では主に発生予防のみを対象としているところですが、改訂後は、避難収容活動に際しての新型コロナウイルス等感染症への具体的な対策を盛り込むことを検討します。 次に、食物アレルギーへの対応については、現行の地域防災計画では、市全体としての備蓄体制の中でのみ、アレルギーに配慮した食料の備蓄に努めることを規定していましたが、改訂後は、要配慮者の安全確保及び避難収容体制の整備に係る計画体系の中でもこれを位置付け、「避難所又はその近傍で」の備蓄に努めることなど、より一層の具体化を進めることを検討します。 また、配給食料のアレルギー情報に限らず、視覚障がい・聴覚障がいのある人への必要な情報の伝達など、避難所における障がいの特性に応じた支援の実施については、現行の地域防災計画に盛り込んでおりますが、本計画においても、通番84に新たに加筆を行いました。
			●所管課等 危機管理課 ●実施区分 <u>継続</u>		

《参考》 白井市地域防災計画の構成（現行）（要配慮者対策、感染症対策、食料確保に関する節のみ抜粋）

第1編 総則

第2編 震災編

第1章 総則

第2章 震災予防計画

第6節 要配慮者の安全確保

第8節 避難収容体制の整備

第10節 備蓄体制の整備

第3章 震災応急対策計画

第9節 要配慮者対策

第12節 避難収容活動

第14節 食料・生活必需品対策

第4章 震災復旧計画

第3編 風水害編（章構成は第2編に準拠）

第4編 大規模事故編

(その他の修正)

- ・合冊後のチェックで判明した表現、誤記等の追加修正
- ・第6章用語説明の更新 ※第6章におけるその他の追加資料(中間見直し時の障害者計画等策定委員名簿、中間見直しの策定経緯)は、資料1-2素案に掲載のとおりです。
- ・中間見直し対象外部分(第3章1~3項、第5章)も含めた最小限の用字等修正

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方																						
第1章 序論(計画策定にあたって)	2 計画の性格と位置づけ 素案P.6	<p>(他計画等との関係を表す図・表)</p>		<p>障害者総合支援法第87条に基づく基本指針は、障害福祉計画・障害児福祉計画に係る指針であるため本図から削除。</p> <p>また、千葉県障害者計画の期間は3年間であり、第五次計画は平成29年度で既に終了しているため、「第五次」の表記を削除。</p>																						
		<p>【参考】 <障害者計画と障害福祉計画></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>障害者計画</th> <th>障害福祉計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法</td> <td>障害者基本法(第11条第3項)</td> <td>障害者総合支援法(第88条)</td> </tr> <tr> <td>おもな内容</td> <td>障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める</td> <td>障害福祉サービス等の確保に関する計画</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>中長期の計画で、期間任意</td> <td>3年を1期</td> </tr> </tbody> </table>		障害者計画	障害福祉計画	根拠法	障害者基本法(第11条第3項)	障害者総合支援法(第88条)	おもな内容	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の確保に関する計画	計画期間	中長期の計画で、期間任意	3年を1期	<p>【参考】 <障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>障害者計画</th> <th>障害福祉計画・障害児福祉計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法</td> <td>障害者基本法(第11条第3項)</td> <td>障害者総合支援法(第88条) <u>児童福祉法(第33条の20)</u></td> </tr> <tr> <td>おもな内容</td> <td>障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める</td> <td>障害福祉サービス等の確保に関する計画</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>中長期の計画で、期間任意</td> <td>3年を1期</td> </tr> </tbody> </table>		障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画	根拠法	障害者基本法(第11条第3項)	障害者総合支援法(第88条) <u>児童福祉法(第33条の20)</u>	おもな内容	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の確保に関する計画	計画期間	中長期の計画で、期間任意
	障害者計画	障害福祉計画																								
根拠法	障害者基本法(第11条第3項)	障害者総合支援法(第88条)																								
おもな内容	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の確保に関する計画																								
計画期間	中長期の計画で、期間任意	3年を1期																								
	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画																								
根拠法	障害者基本法(第11条第3項)	障害者総合支援法(第88条) <u>児童福祉法(第33条の20)</u>																								
おもな内容	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の確保に関する計画																								
計画期間	中長期の計画で、期間任意	3年を1期																								

対象箇所			現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方																																				
第2章 障がいのある人の現状等	1 障がいのある人等の状況	(2) 難病等患者数の状況 素案 p. 13	<p>■本市が把握している「難病等受給者証」所持者数（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特定医療費（指定難病）</th> <th>小児慢性特定疾病医療費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>368</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>389</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>398</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>358</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>342</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：印旛健康福祉センター事業年報（各年度末現在）</p>		特定医療費（指定難病）	小児慢性特定疾病医療費	平成26年度	368	67	平成27年度	389	69	平成28年度	398	66	平成29年度	358	68	平成30年度	342	67	<p>■難病等受給者証所持者数（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特定医療費（指定難病）</th> <th>小児慢性特定疾病医療費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>368</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>389</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>398</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>358</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>342</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：印旛健康福祉センター事業年報（各年度末現在）</p>		特定医療費（指定難病）	小児慢性特定疾病医療費	平成26年度	368	67	平成27年度	389	69	平成28年度	398	66	平成29年度	358	68	平成30年度	342	67	<p>表の下部に出典を記しているため、タイトルにある「本市で把握している」は削除。</p>
		特定医療費（指定難病）	小児慢性特定疾病医療費																																						
平成26年度	368	67																																							
平成27年度	389	69																																							
平成28年度	398	66																																							
平成29年度	358	68																																							
平成30年度	342	67																																							
	特定医療費（指定難病）	小児慢性特定疾病医療費																																							
平成26年度	368	67																																							
平成27年度	389	69																																							
平成28年度	398	66																																							
平成29年度	358	68																																							
平成30年度	342	67																																							
第2章 障がいのある人の現状等	2 アンケート調査結果の要点	(1) 現在の生活で困っていること 素案 p. 14	<p>(略)</p> <p>療育手帳所持者では、第1、2位は前回と同じですが、「障がいが原因で特別な目で見られたり、差別を受けたりする」が前回の21.3%から25.5%に増えて第3位に入っており、<u>差別解消法の施行等に伴う当事者の意識変化が伺えます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>療育手帳所持者では、第1、2位は前回と同じですが、「障がいが原因で特別な目で見られたり、差別を受けたりする」が前回の21.3%から25.5%に増えて第3位に入っており、<u>今後の注視が必要な結果となっています。</u></p> <p>(略)</p>	<p>差別等を受けたと感じる人が増えた要因は当事者の受止め方の問題だという印象を与える恐れがあるため、ここでの要因の考察は避け、注視の必要性を述べるにとどめた。</p>																																				

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方																																																																																																			
第2章 障がいのある人の現状等	2 アンケート調査結果の要点	素案 p. 18 (3) 身の回りの介助・支援の状況	<p>問 主に介助・支援をしている人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">回答</th> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">回答数(H31 難病は内数)</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>精神</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>H26</td> <td>...</td> <td><u>2</u></td> <td>...</td> <td><u>14</u></td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>...</td> <td>3</td> <td>...</td> <td>15</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総数</td> <td>H26</td> <td>...</td> <td><u>91</u></td> <td>...</td> <td><u>685</u></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>...</td> <td>108</td> <td>...</td> <td>586</td> </tr> </tbody> </table>	回答	年度	回答数(H31 難病は内数)			合計	割合	(略)	精神	(略)	(略)	その他	H26	...	<u>2</u>	...	<u>14</u>	2.0%	H31	...	3	...	15	2.6%	(略)	総数	H26	...	<u>91</u>	...	<u>685</u>		H31	...	108	...	586	<p>問 主に介助・支援をしている人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">回答</th> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">回答数(H31 難病は内数)</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>精神</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>H26</td> <td>...</td> <td><u>2</u></td> <td>...</td> <td><u>15</u></td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>...</td> <td>3</td> <td>...</td> <td>15</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総数</td> <td>H26</td> <td>...</td> <td><u>92</u></td> <td>...</td> <td><u>686</u></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>...</td> <td>108</td> <td>...</td> <td>586</td> </tr> </tbody> </table>	回答	年度	回答数(H31 難病は内数)			合計	割合	(略)	精神	(略)	(略)	その他	H26	...	<u>2</u>	...	<u>15</u>	2.0%	H31	...	3	...	15	2.6%	(略)	総数	H26	...	<u>92</u>	...	<u>686</u>		H31	...	108	...	586	<p>精神障がい者の平成 26 年度の回答のうち、選択肢「その他」の回答数に誤りがあったため訂正。</p>
			回答			年度	回答数(H31 難病は内数)				合計	割合																																																																																											
	(略)	精神		(略)																																																																																																			
(略)																																																																																																	
その他	H26	...	<u>2</u>	...	<u>14</u>	2.0%																																																																																																	
	H31	...	3	...	15	2.6%																																																																																																	
(略)																																																																																																	
総数	H26	...	<u>91</u>	...	<u>685</u>																																																																																																		
	H31	...	108	...	586																																																																																																		
回答	年度	回答数(H31 難病は内数)			合計	割合																																																																																																	
		(略)	精神	(略)																																																																																																			
(略)																																																																																																	
その他	H26	...	<u>2</u>	...	<u>15</u>	2.0%																																																																																																	
	H31	...	3	...	15	2.6%																																																																																																	
(略)																																																																																																	
総数	H26	...	<u>92</u>	...	<u>686</u>																																																																																																		
	H31	...	108	...	586																																																																																																		
			<p>問 主に介助・支援をしている人の年齢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">回答</th> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">回答数(H31 難病は内数)</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>難病</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総数</td> <td>H26</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>524</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>586</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成 26 年度は、前問（主に介助・支援をしている人）で近親者を挙げた人のみを対象としているため、回答総数は前問と一致しません。</p>	回答	年度	回答数(H31 難病は内数)		合計	割合	(略)	難病	(略)	総数	H26	524		H31	586	<p>平成 26 年度の回答総数が前問と異なる理由を付記。</p>																																																																											
回答	年度	回答数(H31 難病は内数)				合計	割合																																																																																																
		(略)	難病																																																																																																				
(略)																																																																																																		
総数	H26	524																																																																																																			
	H31	586																																																																																																			
		素案 p. 19	<p>問 介助・支援を受ける上での問題（複数回答）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">回答</th> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">回答数(H31 難病は内数)</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>難病</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総数</td> <td>H26</td> <td>...</td> <td><u>59</u></td> <td><u>672</u></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>...</td> <td>(54)</td> <td>586</td> </tr> </tbody> </table>	回答	年度	回答数(H31 難病は内数)		合計	割合	(略)	難病	(略)	総数	H26	...	<u>59</u>	<u>672</u>		H31	...	(54)	586	<p>問 介助・支援を受ける上での問題（複数回答）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">回答</th> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">回答数(H31 難病は内数)</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>難病</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総数</td> <td>H26</td> <td>...</td> <td><u>73</u></td> <td><u>686</u></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>...</td> <td>(54)</td> <td>586</td> </tr> </tbody> </table>	回答	年度	回答数(H31 難病は内数)		合計	割合	(略)	難病	(略)	総数	H26	...	<u>73</u>	<u>686</u>		H31	...	(54)	586	<p>難病患者の平成 26 年度の回答総数に誤りがあったため訂正。</p>																																																		
回答	年度	回答数(H31 難病は内数)				合計	割合																																																																																																
		(略)	難病																																																																																																				
(略)																																																																																																		
総数	H26	...	<u>59</u>	<u>672</u>																																																																																																			
	H31	...	(54)	586																																																																																																			
回答	年度	回答数(H31 難病は内数)		合計	割合																																																																																																		
		(略)	難病																																																																																																				
(略)																																																																																																		
総数	H26	...	<u>73</u>	<u>686</u>																																																																																																			
	H31	...	(54)	586																																																																																																			

対象箇所			現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第2章 障がいのある人の現状等	2 アンケート調査結果の要点	(5) 差別や偏見について 素案 p. 21	障がい等があることが原因で、差別的な扱いを受けた経験を伺ったところ、「特にない」と答えた人は、平成 26 年度の 55.0%から平成 31 年度は 68.0%に増え、場面別に見ても、職場環境などの点で改善が見られました <u>が、「(1) 現在の生活で困っていること」</u> で見たとおり、療育手帳所持者では、「特にない」と答えた人の割合が下がっているなど、未だ多くの方が差別的な扱いを受けたと感じています。(略)	障がい等があることが原因で、差別的な扱いを受けた経験を伺ったところ、「特にない」と答えた人は、平成 26 年度の 55.0%から平成 31 年度は 68.0%に増え、場面別に見ても、職場環境などの点で改善が見られました。 <u>療育手帳所持者でも、「特にない」と答えた人の割合は増えてきましたが、「(1) 現在の生活で困っていること」</u> でも見たとおり、未だ多くの方が差別的な扱いを受けたと感じています。(略)	療育手帳所持者の「特にない」の回答割合は「上がって」いるのが正当であるため、これを訂正したうえで、前後とのつながりを整理。
第6章 付属資料	資料1 用語の説明	素案 p. 72	【あ／ア行】 ◆ICT (情報通信 [情報コミュニケーション] 技術) 元来は「IT (Information Technology)」という表現で「コンピューターによる情報処理やデータ通信に関する技術」を総称していたが、現在ではそれに「コミュニケーション (Communication) …通信、意思の疎通」が加わり、「ICT」という表現が用いられることが多くなっている。	【さ行】 ◆情報コミュニケーション技術 (ICT 技術) 元来は「IT (Information Technology)」という表現で「コンピューターによる情報処理やデータ通信に関する技術」を総称していたが、現在ではそれに「コミュニケーション (Communication) …通信、意思の疎通」が加わり、「ICT」という表現が用いられることが多くなっている。	計画本文中の表記に合わせて見出しを修正。

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第6章 資料1 付属資料	【な／行】 用語の説明	<p>◆整備法</p> <p>正式名称は「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」で、平成22年12月10日に公布され、同日および平成23年10月1日に一部が施行され、平成24年4月1日までにすべて施行された。</p>	(削除)	計画本文からの用語削除に伴い削除。
	【な／ナ行】 素案 p. 72	<p>◆難病</p> <p>①原因不明で治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれがある疾病、②経過が慢性に渡り、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のこと。(＊厚労省「難病対策要綱」での定義)</p>	<p>◆難病</p> <p>①原因不明で治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれがある疾病、②経過が慢性に渡り、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のこと(厚生労働省「難病対策要綱」(昭和47年策定)での定義)。平成27年に施行された「<u>難病の患者に対する医療等に関する法律</u>」では、「<u>発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの</u>」と定義され、平成30年4月現在で<u>331疾病が指定されている。</u></p>	法律施行により国の制度が大きく変わったため、現行法の定義と指定疾病数を追記。

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第6章 資料1 付属資料	【な／ナ行】	<p>◆日常生活自立支援事業 <u>(地域福祉権利擁護事業)</u></p> <p>利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ。</p>	<p>◆日常生活自立支援事業</p> <p>利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ。</p>	<p>括弧書きの「地域福祉権利擁護事業」は、平成19年3月以前の旧事業名であり、改称から10年以上が経過しているため削除。</p>
	【は／ハ行】	<p>◆法定雇用率</p> <p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて民間企業・地方公共団体等に対して定められた、障害のある人の雇用割合のこと。一般の民間企業（常用労働者数50人以上の企業）は<u>2.0%</u>、国・地方公共団体は<u>2.3%</u>に相当する数以上の障害のある人を雇用することが義務づけられている。</p>	<p>◆法定雇用率</p> <p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて民間企業・地方公共団体等に対して定められた、障害のある人の雇用割合のこと。<u>令和3年4月からは</u>、一般の民間企業（常用労働者数50人以上の企業）は<u>2.3%</u>、国・地方公共団体は<u>2.6%</u>に相当する数以上の障がいのある人を雇用することが義務づけられている。</p>	<p>中間見直し版開始時点の法定雇用率に更新。</p>

対象箇所	現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
全体 (第1章～第6章)	(例) 「障害のある人」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 「障害福祉施策」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 「〇〇障害」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 「〇〇障害者」・・・・・・・・・・・・・・・・・・	→ 「障がいのある人」 → 「障がい福祉施策」 → 「〇〇障がい」 → 「〇〇障がい者」	「障害」の「害」の字について、本市の表記方針（計画書目次ページの下部に記載）に沿い、計画全体を通じて、可能な限りひらがなでの表記に修正。 （法令名・制度名・組織名その他の固有名詞や他文献からの引用などは従来どおり漢字表記としています。）
	(例) 法令名 「障害者基本法」 「障害者総合支援法」 制度等名 「障害者計画」 「障害福祉計画」 「身体障害者手帳」 「精神障害者保健福祉手帳」 「障害福祉サービス」 組織名 「障害者支援センター」 「障害者地域活動支援センター」 「千葉県発達障害者支援センター」	→ (変更なし)	